

令和5年度

# 危険物安全週間実施要領



危険物安全週間広報用ポスター（モデル：女子カーリング ロコ・ソラーレ）

実施期間：6月4日（日）～ 6月10日（土）

八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部・消防署

# 令和5年度 危険物安全週間実施要領

## 1 目的

- (1) 危険物関係事業所における自主保安体制の確立を図る。
- (2) 地域住民も含め、広く危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進する。
- (3) 危険物にかかわる事故の発生を防止する。

2 実施期間 令和5年6月4日(日)から6月10日(土)までの7日間

3 推進標語 『意思つなぐ連携プレーで事故防ぐ』

## 4 実施機関

- (1) 消防本部及び各消防署・分署・分遣所
- (2) 青森県石油商業組合 八戸支部
- (3) " 三戸支部
- (4) 八戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
- (5) 青森県トラック協会 三八支部
- (6) 危険物施設を有する大規模事業所

## 5 重点実施項目

次の事項を推進し、危険物施設の保安体制の整備促進を図る。

- (1) 危険物貯蔵・取扱い基準の遵守及び位置・構造・設備基準の維持管理
- (2) 危険物施設からの流出事故防止対策
- (3) 既設の地下貯蔵タンク（直接埋設の鋼製一重殻）に対する流出防止対策の推進
- (4) 給油取扱所における荷台に積載された「自動車等」への給油について
- (5) 「令和5年度 危険物等事故防止対策実施要領」(※)に基づく事故防止対策の推進

※ 総務省消防庁ホームページ参照

令和5年3月17日消防危第59号「危険物等に係る事故防止対策の推進について」

## 6 実施する行事等

期 間	項 目	内 容	実施機関
期 間 中	看板の掲示	危険物関係事業所及び消防庁舎前へ看板を掲示する。	消防機関  危険物関係 事業所
	実施要領及びチラシの作成・配布	実施要領及びチラシ等を作成し、危険物関係事業所へ配布する。	
	消防訓練の実施	消防機関及び危険物関係事業所との合同消防訓練を実施し、有事即応体制を確立する。	
	研修会等の開催	危険物に係る事故の多くが人的要因に基づいていることから、研修会等を開催し、事業所における自主保安の推進を図る。	
	立入検査の実施	危険物施設に対する立入検査を実施する。 特に旧消火器交換対象施設を重点的に実施し、危険物施設の保安体制の整備促進を図る。	
	広報、啓発活動	報道機関を通じて広く住民に危険物に関する知識の普及、啓発を図る。	

毎年6月第2週は・・・

# 危険物安全週間

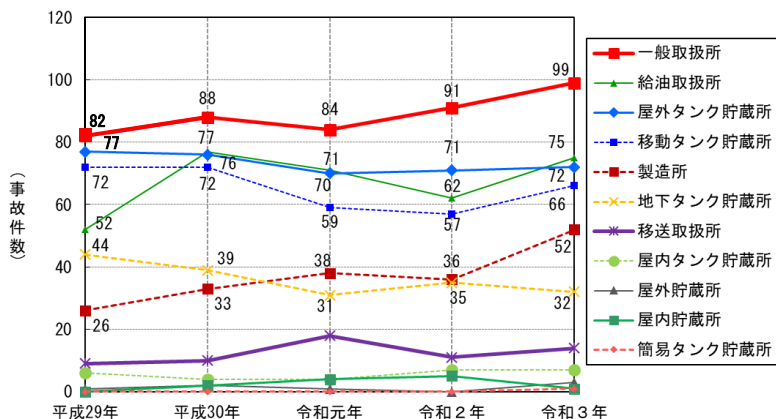
【令和5年6月4日（日）～ 令和5年6月10日（土）】

八戸消防 HP  
で詳細確認



危険物施設での**流出**事故を防ぐため、  
日常・定期点検の徹底を！

全国の危険物施設における流出事故件数の推移（最近の5年間）

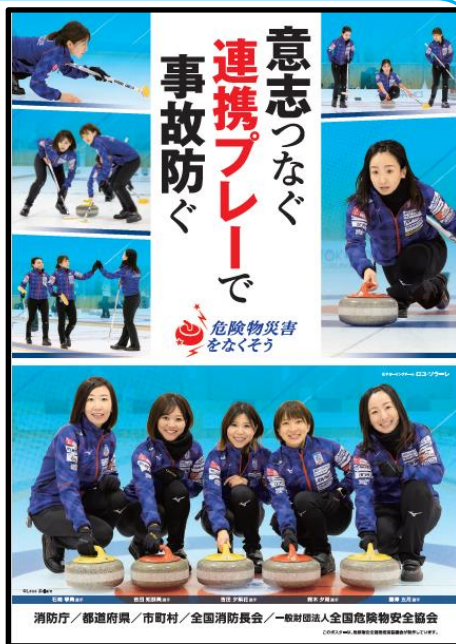


全国的にも八戸消防管内でも、ここ数年の流出事故の発生件数は増加傾向にあります。

流出事故の発生原因のうち、**物的要因**が**55%**と半数以上を占め、物的要因の中でも、経年劣化に起因する**腐食疲労劣化等**が**35.8%**となっています。

流出事故ゼロを目指し  
「**日常・定期点検**」の徹底！！

➡ **異常を発見したら、予防課へ要相談**



## 点検のポイント

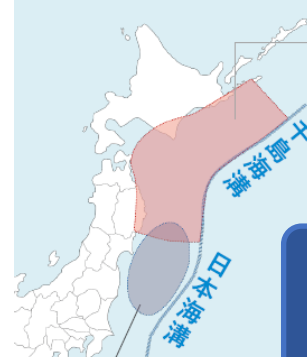
- 設備・機器ごとに点検実施者と点検周期を定める
- チェックリストの作成
- 点検記録の保管・把握

特に**埋設配管**の腐食には注意を！



※設置から**15年経過**で原則年1回の漏洩検査が必要

「**後発地震注意情報**」を知っていますか？



マグニチュード **M7.0**以上の大地震が起きたら…

続いて**巨大地震**の発生の可能性が！

地震発生約2時間後、**後発地震注意情報**発表  
(2022年12月運用開始)

東日本大震災のときは  
3月9日 M7.3 続いて発生  
3月11日 M9.0

## 発表後の防災対応

- 情報収集・連絡体制の確認**
- 避難経路の周知徹底**
- 機械・設備等の転倒防止対策・点検**

**今一度、防災計画のご確認を！！**



東日本大震災から**12年**…  
あの日の教訓を活かさないと！

詳細は

北海道・三陸沖後発地震注意情報

検索





# 給油取扱所における

## 荷台に積載された「自動車等」への給油について

### 「自動車等」を明確化しました

給油取扱所とは、「給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所」と定義されています。この「自動車等」には、以下の物も含まれます。

- 水上オートバイ
- 可搬型発電機
- 除雪機、農機具類など



※動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの

### 明確化の背景

給油取扱所とは、「給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所」とされており、車の荷台に載せた水上オートバイ等に給油が可能か全国的に見解が異なっている現状を受け、消防庁で「自動車等」の範囲が明確化されました。

### 「自動車等」への給油に関するQ&A

Q1

車両の荷台に積載された自動車等へ直接給油も可能ですか？

A1

トラック等の荷台に積載され、又はけん引された状態の自動車等への給油も可能です。

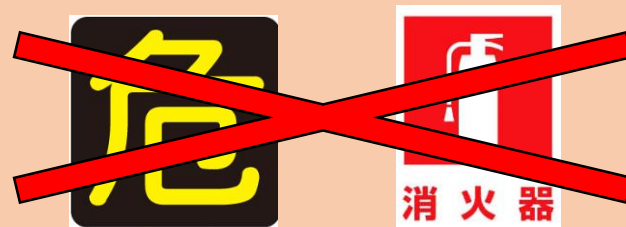


Q2

燃料タンクに危険物を収納した自動車等を車両の荷台に積載し搬送する行為は、危険物の運搬に該当しますか？

A2

危険物の運搬には該当しませんので、危険物の標識や消火設備の設置は不要です。



ただし、次の点に注意！

- セルフスタンドでも、積載された自動車等の給油は、**従業員が行う必要があります！**



- 積載された自動車等の**転倒・動揺防止対策・静電気対策**の徹底を！

